

平成20年9月24日

平成20年

第9回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成20年第9回教育委員会定例会会議録

平成20年9月24日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

高山美智子	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
櫻井光政	委員	
渡邊盛雄	委員	
清水繁	委員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	金澤 彰
庶務課長	下遠野 茂
教育改革担当課長	薄根 幸
施設担当課長	石井 一雄
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清水 耕次
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴木 邦夫
社会教育課長	榎田 隆一
大田図書館長	平野 秀康

計 8 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第9回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 高山 美智子

○委員長

ただいまから、平成20年第9回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。次に会議録署名委員の指名を行う。本日の会議録署名委員に野口委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

1. 第3回区議会定例会での代表質問について

(1)大田区議会公明党 古山議員の質問から

1つは、夏休みわくわくスクールが活発に行われているが、教育委員会としてはどのように考えているかという質問をいただいた。この質問に対しては、はがきをつくったり、ベイゴマを回したりと普段なかなかできない体験をすることによって、子どもたちにもものづくりの楽しさやみんなで遊ぶことの喜びを体感してもらっている。体験活動を通して普段できない経験をすることが、この事業の目的であり、着実に実績が積み上げられていると考えていると回答した。また、その経費についての質問があり、夏休みわくわくスクールは基本的にはボランティアによる運営であり、その人件費について区は負担していない。しかし、教材などの購入については、学校に担当している学校運営費で対応していると回答した。

次に、総合的な学習の時間等のゲストティチャーの経費についての質問をいただいた。これに係る経費であるが、とんび凧づくりや海苔すきのように専門的な技術を要する指導をする場合には1回3,000円、土曜スクールの学習サポーター等には1回1,000円を謝礼として支払っている。また保護者による読み聞かせなどについては、ボランティアでお願いしていると回答した。

また、野辺山学園の老朽化に伴い、校外施設を別の場所に移転することを検討してはどうかとの質問もあった。将来的に別の場所に移転し有効活用を図ることについて、今後検討したいと答えた。

(2)自由民主党大田区議団 伊藤議員からの質問から

大田区の学力が低下していると聞いている。この間、大田区は国や都の方針に振り回されているのではないかと感じる。区として独自の教育の形を考えられないかという質問をいただいた。この質問には、義務教育は国家的政策でもあり、事業でもある。全国的な教育水準の確保のためのさまざまな法的な縛りもある。学習指導要領は文部科学省が告示しており法的効力を持っている。教科書も文部科学省の

検定教科書から選ぶという制約がある。しかし、教育制度は教員と子どものコミュニケーションを核として展開するものであり、教員の資質や授業力向上、子どもの学習意欲の向上といった要素で工夫の余地はある。すでに授業力向上のための教員の努力も始まっている。また、大田区としても、今後、教育推進プランなどにおいて、さらに具体的な改善策を考えたいという趣旨の答えをした。

次に、小・中連携教育について、中一ギャップの解消策と言われているが、むしろ小学校と中学校が連携することによって、子どもが自立するという点ではマイナスではないかという質問である。この質問は小・中一貫校をイメージした質問だと思う。小・中連携教育では、小学校と中学校の教育活動を円滑に接続し、連続性を高めることで、これまでに学習成果の向上や生活指導の安定ということで一定の成果を得ている。義務教育9年間で1つの学校単位とする小・中一貫校については、大田区では今後検討素材とするわけだが、先進的な取り組みを行っている自治体の実情を調査し、研究すると答えた。

もう1つは、学校に学習指導講師や生活指導支援員などが入っているがその効果は出ているのか。また、なぜ教員以外の者を学校に導入しなくてはならないのかというものであった。まず、学習指導講師等を導入した効果であるが、学校現場からは、この支援が非常に効果的であるという報告が上がっており、教育委員会としては一定の成果があると認識していると答えた。そして、どうして必要なのかということについては、1つの例として、子どもの基本的な生活習慣やしつけを身につけることや学習の補足などは、本来は家庭において行われることを期待しており、また、それを前提に学校という組織が営まれている。しかし、家庭がこの期待に応えるような教育力が十分に発揮できない状況があり、家庭における問題点が学校に流入している。教員だけの力ではなかなか解決が難しい状況がある。そのため、地域の力、地域の人材などを活用していきたいのだと答えた。

また、学校の冷房化について、活用状況と環境問題への配慮への質問があった。今年の夏は大変暑く、冷房の設置によって、子どもたちに学習に適した環境が提供できたと認識している。しかし、快適さの面とCO₂の排出量が増加するという問題にもあわせて対応しなくてはいけない。室温の設定を28度にする・薄着をする・ドアを開けっ放しにしないなど、エネルギー消費の無駄を省くという行動が必要であることを子どもたちに理解させる。冷房の使用を通して、地球環境保全の必要性についても十分学習する機会とする。同時に子どもたちには毎日の学校や家庭、地域における自分の行動が、環境問題の解決に密接にかかわっていることを認識するように指導していると答えた。

(3) 日本共産党大田区議団 菅谷議員の質問から

学校給食に使用する食材が高騰していることに対し、教育委員会は補正予算を組んで対応すべきではないのかといった質問をいただいた。これについては、すでに8月末に小・中学校の校長、栄養士などをメンバーとした給食検討会を学務課が事務局となりが発足させている。この委員会の中で、各学校の給食費の収支の分析や各学校の食材高騰への具体的な対応の仕方、食材の成分の分析などを行い、まずは適正な給食費を算定する予定である。この結果を踏まえて、教育委員会としての対応を考えたいという回答をした。

(4) ネット・無所属・自由連合 犬伏議員の質問から

教育長は、小・中一貫校をつくるという考えをPTAなどで話しているが、小・中

一貫校をつくるのは事実であるか。そして、その目指すところは何かという質問をいただいた。小・中一貫校については、検討材料として問題提起をしているが、つくと明言をしたことは1度もない。また、教育委員会として合意をしていることでもない。ただ、区長のマニフェストには挙がっており、すでに取り組みを行っている先進的な自治体もあるので、調査を含めて今後検討をすると答えた。

次に、蒲田地区の中学校をモデル校として、塾の講師を招いて来年度から授業を行うと教育長が言っているという話を聞いたが、それは事実であるか。その目的は何かといった質問である。このことについて、私はフォーマルな場で1度も話したことはない。PTA役員の方などと学力向上について議論を重ねる中で、地域の人材を活用し土曜日などに勉強する機会を設けられないかという話があり、地域の人材が見つからない学校については、塾の講師を招いて指導することも考えてはどうかということをお話したことはある。やはり、前回学習指導要領が改訂され、授業時間が削減され、土曜日が休みになった後、勉強をやる環境の家庭とそうでない環境の家庭の子どもでは、勉強の絶対時間に差が出てきたと私は認識している。なるべく学校において、土曜日などに勉強する時間を設定しないと格差は埋まらないという考えも持っているので、こういう取り組みはしたいとは考えていると答えた。

もう1点、いわゆる教員の地域活動について質問があった。

教員の地域活動については、超過勤務命令も出せないという中で行われており、何かあったときに公務災害の対象にならないのではないかと、何か対策はないのかという質問である。教員の場合は本給の4%の調整手当が支給されており、超過勤務手当に換算すると平均8時間相当分となる。その結果、現在の法的な仕組みの中では、教員に対して超過勤務命令は原則的には出せないということである。しかし、超過勤務命令を全く出さないということはできないので、4項目に限定して極めて限られた理由のある場合についてのみ、超過勤務命令が出せる仕組みになっている。犬伏議員が指摘された教員が地域活動をする場合は、原則的には超過勤務命令の対象になっていない。そのため勤務の振替制度があるのだが、この制度も極めて要件が絞られている。また、本務である授業などもあり、勤務日の振替が簡単にできない実態もあり、現状の法体系の中では難しい問題であると答えた。

2. 子ども文教委員会の審議状況について

本日開催された子ども文教委員会に、いじめ防止条例制定の陳情が出された。この陳情に対して、議論があったので報告する。

この陳情の趣旨は、いじめの防止を学校だけに任すのには無理があり、当事者同士で解決させるということではいじめの解決にならないというものである。要するに区や校長・教員は、子どもに対して安全配慮義務があるということを条例で明記をして、その中身を担保するために区はいじめ防止計画を策定しなければいけない。また、このいじめ防止計画には教職員に対する研修プログラムと児童・生徒に対する教育カリキュラムを盛り込まなければいけないという内容である。これに対して、教育委員会としては現状においても人権教育、道徳教育、その他さまざまな形でいじめ防止の取り組みをしている。また、これからも改善しながら進めていくので、条例を策定しなければいじめの解決が進まないとか、こういう条例の制定が不可欠であるという態度は取らないということでお話した。

大田区議会公明党と自由民主党大田区議団の両会派は、このいじめ防止条例に対して不採択ということであったが、大田区議会民主党が継続審議を要求、日本共産党大田区議団とネット・無所属・自由連合が賛成という分裂状態で、結果的にはこのいじめ防止

条例については継続審議という扱いになった。

私立幼稚園への補助金の増額要望については、全会派が同調して、趣旨に沿ってという条件を付きで可能な限り対応するようにということで採択となった。

次に、給食費の値上げをしないように求める陳情があった。結論的には継続審議となっている。審議の中では、給食費は区の予算に計上しないで遂行されている事業であるが、形の上では私費会計に相当する位置づけである。このことについてどのように考えていくのか。中学校の場合、給食がない市町村もあるので、弁当持参の日をつくるということも含めて今後検討をしたいということで継続審議とした。

最後に体育館に隣接地にあるマンションの購入について、なぜ購入するのか。原則は更地で購入することになっているのに建物も買い取るのはなぜか等の質問が出たため、過去の経緯を含めて説明をした。議案としては総務財政委員会に付託されているので、そちらで採択を受けることとなるが、補正予算説明をしたところ議論になった。

○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

○野口委員

いじめ防止条例を制定した区はあるのか。

○教育長

23区ではない。

兵庫県の小野市において、昨年12月にいじめ等防止条例が制定されている。そこだけではないかと認識している。

○委員長

いじめ防止条例の制定については、現在、いじめの問題があって今回陳情がされたということか。

○教育長

今回の陳情は、大田区以外の特定の保護者の方が自分の子どもがいじめられたことを契機に、全国的にいじめ防止条例制定の取り組みを行っている団体などが、一斉に各自自治体に陳情をしているという状況のようである。議会の議論の中でも、意識啓発の効果はあるかもしれないが、他市の例を見ても実効性についてはどうなのかという疑問もあるという意見も出ていた。

○櫻井委員

まさに今の議論の状況だと思う。条例を制定して実効性がどのくらいあるのか。

いじめをなくさなければいけないということは、コンセンサスは得ているわけであり、それを条例にする意味がどのくらいあるのか。パフォーマンスでやるのであれば、その

限りでは意味はあると思うが、現場での実効性はあまりないと考える。例えば、万引きは悪いことだから万引き防止条例もつukらないといけない等、やってはいけないことは何でも条例にしないといけないということになってしまう。大田区は、現在までもいじめは大変重要な問題ととらえて全区で実践している。それを継続するということが足りるのであって、条例をつくることに意味があるとは思えない。

○教育長

議会でも櫻井委員と同様の意見が多数派である。

○野口委員

もしも、議会でいじめ防止条例をつくと採択されたなら、教育委員会としてはつukらなくてはいけないのか。

○教育長

採択はあくまで勧告的な効力しかない。つukるかつukらないかは教育委員会が再度判断することになる。

○野口委員

いじめはあつてはいけないことである。当然、適切な対応をしていかななくてはならないが、条例にする必要があるのかと思う。また、条例にすることで、学校教育に縛りがかけられることはあつてはならない。いじめにもいろいろ形がある。それに適切に対応するのが学校であり、教員である。学校が生徒とかかわり解決していくべきことである。この陳情の意図というのは、何なのだろうかと思う。

○指導室長

経緯について、まだ調査をしていない。これから調べる。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○指導室長

1. 中学校生徒海外派遣について

今年度の中学校生徒海外派遣を7月19日から12日間にわたり実施した。

各学校から選ばれた生徒54名がアメリカへの海外派遣の機会を得て、充実した夏休みを過ごすことができた。また、親善大使としての役割を十分果たすことができたことと認識している。今年度は、セーラム市長のドリスコール市長宅や歴代セーラム市長のハーリントンさん宅にも派遣生がホームステイをさせていただいた。引率した教員からは、派遣生徒は最初のうちは緊張していたが、すぐにホストファミリーとも打ち解け、日に日に家族の一員としてコミュニケーションが取れるようになった。また視察地での公式スピーチを行う姿など、出発前に比べ随分成長したとの報告があった。

中学生が外国訪問を通じて、多くの刺激や感動を受けることは大変意義深いことである。これからの国際社会を担うとともに、一層の発展に寄与することを本区の中学生に期待するところである。

なお、9月27日（土）に池上会館で中学校生徒海外派遣報告会を実施する。

2. 平成20年度全国学力・学習状況調査について

資料) 全国学力・学習状況調査の結果

今年4月に実施した平成20年度全国学力学習状況調査結果が、8月29日に公表された。すでに各委員へは協議会等で説明をしているが、本日の子ども文教委員会にて別紙資料の内容を報告した。改めて本日の定例会で正式な報告をする。

まず、この調査のねらいは、平成20年度全国児童生徒の学力学習状況調査の学習状況を把握・分析し、その教育及び教育施策の成果あるいは課題を検証し、その改善を図ること。そして、本区や学校が全国的な状況との関係において、児童・生徒一人ひとりの学習状況や学習意欲の向上につなげていくことである。対象児童・生徒は小学校6年生と中学校3年生であり、調査内容は教科に関する調査及び生活習慣や学習環境に関する質問調査の2種類があった。

教科に関する調査は、小学校が国語と算数、中学校が国語と数学の2教科である。A問題が基礎的な内容、B問題が応用と理解いただきたい。調査結果であるが、総合的には基礎的な知識はある程度身につけているものの、その活用に課題があるということが全国的な傾向となっている。また合わせて、生活習慣や学習環境に関する調査もあったが、これまでの各種調査結果とほぼ同様であり、朝食を毎日食べている子ども、あるいは学校に持っていくものを前日かその当日の朝に確認する子どもについては、平均正答率は高いということが、この調査結果にも表れている。

これらの調査結果を受け、指導室としては、授業改善リーダーとして指名している各教科のすぐれた授業力をもつ教員とともに、大田区学習効果測定、そして今回の調査結果の分析を行い、作成した授業改善のポイントを全校へ配布している。

また、今年度は3回、授業改善セミナーを実施し、各教員に授業改善の啓発活動を行っている。また、各学校には学習指導講師という形で補習授業、あるいは通常の授

業の支援のために講師の派遣もしている。これらの活用、あるいは重点化を含め、今後の対応を考えていきたいと思っている。各学校がこの調査結果を受けて作成する授業改善プランについても、完成次第ホームページに掲載し、保護者・区民の皆様へも周知、公開していくという段取りになっている。

最後になるが、調査結果を踏まえ学力向上のために授業力改善に取り組むとともに、各家庭に向けて基本的な生活習慣の徹底や家庭学習の一層の励行などをお願いをすることを含めて、調査結果の活用を図っていきたいと考えている。

○社会教育課長

資料) 第25回大田区区民スポーツまつりプログラム

10月13日に開催する区民スポーツまつりについて報告する。

区民スポーツまつりは、区民スポーツまつり実行委員会と大田区、大田区教育委員会が主催し、各団体等の協賛を得て、例年10月の体育の日に開催している。今年度からはプログラムをタブロイド版に変更し、従前より見やすい形にした。また、現在、体育館が建替工事で使用できないため、開会式は大森スポーツセンターで開催する。

各委員には、開会式に出席いただくとともに、各会場を視察していただく予定になっている。

○大田図書館長

資料) 「雪ヶ谷貝塚－縄文時代の前期の文化と環境」

郷土博物館で開催する特別展「雪ヶ谷貝塚－縄文時代の前期の文化と環境」について報告する。開催期間は、平成20年10月12日(日)から平成20年11月24日(月)である。雪ヶ谷貝塚は、南雪谷三丁目、五丁目一帯の呑川の台地の部分に位置する縄文時代前期の遺跡である。今回の特別展では、平成12年に実施した雪ヶ谷貝塚の調査成果等を紹介する。

なお、特別展の準備のため、10月7日(火)から10月11日(土)まで郷土博物館は休館とする。

○委員長

部課長の報告に質問、意見はないか。

全国学力・学習状況調査の結果を子ども文教委員会に報告した時、委員の反応はどうだったか。

○指導室長

本日は、報告のみであった。内容についての質疑は、10月1日に行う予定である。

○委員長

了解した。

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第52号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第52号議案「区指定天然記念物の指定解除について」説明する。

昭和49年2月5日に区指定天然記念物になった観蔵院（西嶺町22-19）のつげの古木であるが、樹勢の衰退が著しく観蔵院より指定解除の申し出がされている。このつげの古木は、江戸初期の観蔵院創建の頃から伝わるもので樹齢は約300年とみられる。しかし、近年樹木の腐敗が著しく、樹勢の回復も思わしくないということが指定解除の申出理由となっている。

すでに平成19年11月7日の文化財保護審議会の際に、文化財保護審議会委員には現状視察をしていただき、指定当時の姿がすでに失われていること、また樹勢そのものの回復が望めないというのであれば、指定解除もやむを得ないとの方向性も示されたている。指定解除については、文化財保護条例第39条の規定により文化財保護審議会に諮問する必要があるため、本議案を提出にするものである。

なお、本議案の決定を受け、文化財保護審議会に諮問し、審議の上、文化財保護審議会から教育委員会に答申がされた段階で、改めて指定解除の議案を提出させていただく。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

○野口委員

資料にある写真の説明をいただきたい。

○大田図書館長

資料3ページが昨年8月の状況である。モノクロで見にくいですが、資料1ページの写真と比較していただくと大分形状が変わっているのが分かると思う。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

これをもって、第9回教育委員会定例会を終了する。

(14時47分閉会)